

こどもまんなか
こども家庭庁

業務パンフレット 2023



こどもまんなか
こども家庭庁

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビルディング14階、20階、21階、22階
TEL.03-6771-8030

こども基本法やこども家庭庁について、かんたんにわかる動画もあります。

「こども基本法」の動画はこちら！



<https://youtu.be/ZNb80TAHeGc>

「こども家庭庁」の動画はこちら！



<https://youtu.be/kXnUUA-voFM>



「こどもまんなか」社会の 実現に向けて、 力を合わせて真摯に取り組む

こども家庭庁長官

渡辺 由美子

令和5年4月に発足したこども家庭庁の使命は、「こどもまんなか社会」の構築です。

常にこどもや若者の最善の利益を考えながら政策立案を行うとともに、立案過程において、こどもや若者自身の声を聴き政策に反映させていく、というこれまでの行政にはなかった新しい課題にも取り組んでいます。

具体的には、①こども政策の司令塔として、少子化対策など多くの省庁が関係する施策を総合調整していくこと、②省庁の縦割りを打破し、新しい政策課題や隙間事案に対応していくこと、③保育、母子保健、虐待防止、こどもの貧困、障害児支援など、こどもや子育て世帯への支援として5兆円弱の予算を執行していくこと、を3つの柱として様々な施策を進めています。

総勢430名の組織ですが、霞が関はもちろん、地方自治体や民間からも広く人材を募り、多様性を大切にする職場づくりにも取り組んでいます。

この小冊子を通じて、多くの皆さんにこども家庭庁を知っていただき、職場としての魅力をお伝えできれば幸いです。

こども家庭庁の職場風景



INDEX

長官メッセージ	1	長官官房	5	成育局	7	支援局	9
こども家庭庁の ミッション	3	こども家庭庁予算		保育政策		児童虐待防止対策	
こども家庭庁 組織図	4	こども政策DX		保育の内容の質や幼児期までの 全てのこどもの育ちの保障		社会的養護を必要とするこどもや、 ひとり親家庭への支援	
		総合政策		こどもの健やかな成長のための 環境の確保		障害のあるこどもの発達の支援	
		Hot Topic		母子保健		Hot Topic	
		こども若者★いけんぶらす		こどもの安全を守るための対策		児童福祉法改正	

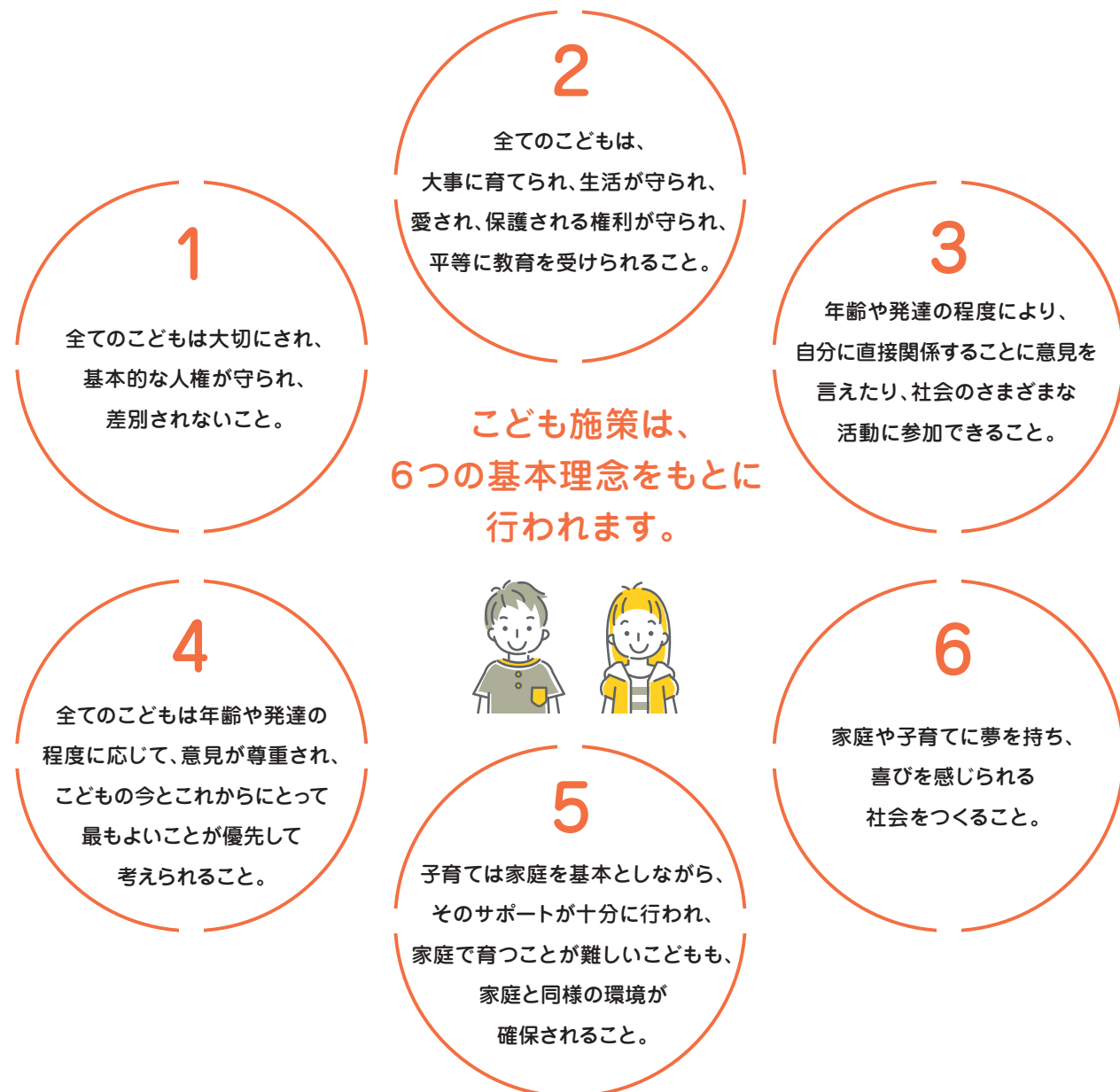
こども家庭庁のミッション

「こどもまんなか」社会を実現する。このような目標を掲げ、令和5年4月1日にこども家庭庁は発足しました。こどもの最善の利益を図るための司令塔として、こども・若者や、こどもたちを育て、支えているみなさんの声をまんなかに据えた政策をすすめていくことが、私たちのミッションです。

このミッションを果たすため、こども基本法に定められた6つの基本理念をもとに、こども政策を推進しています。

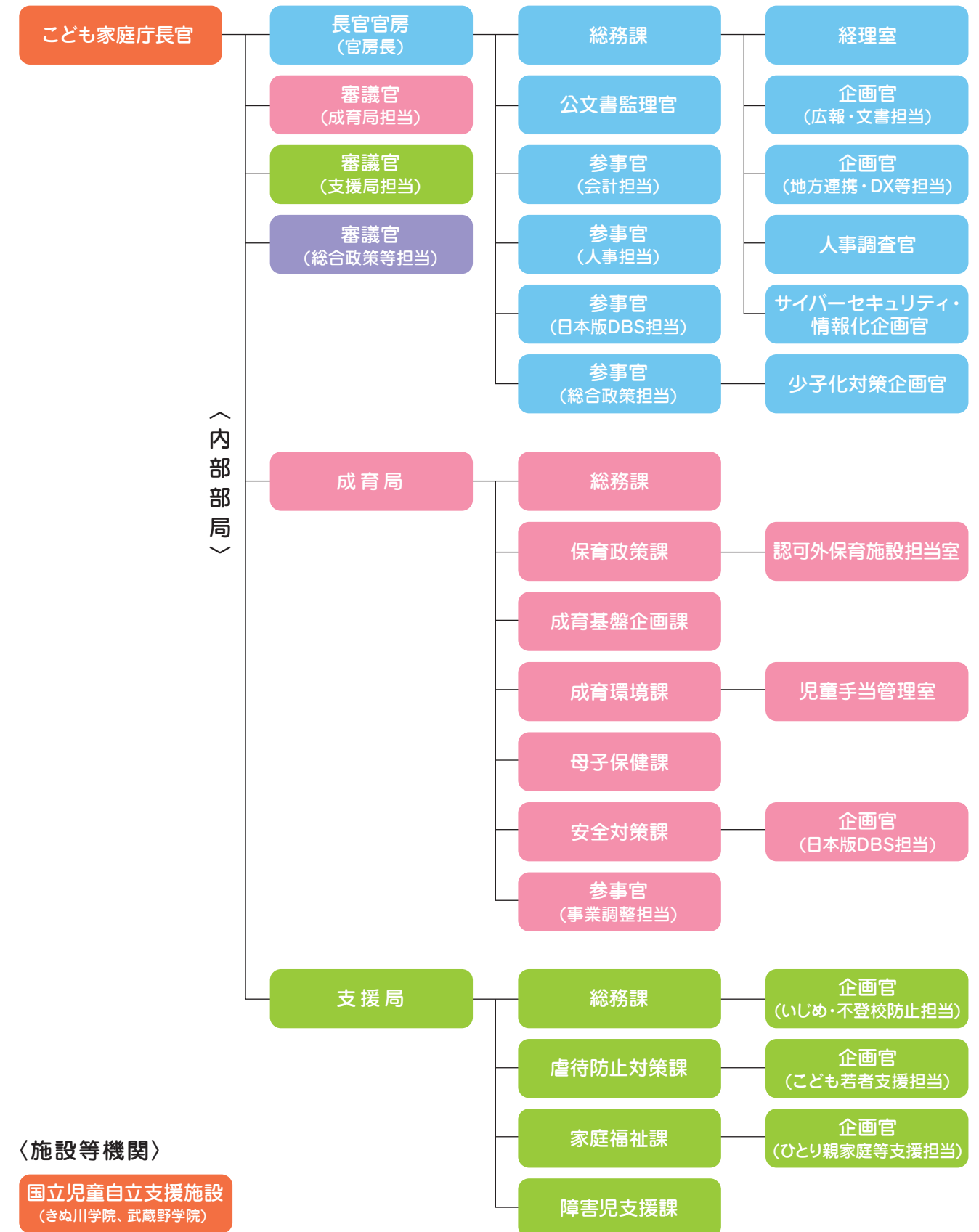


こども家庭庁の職場風景



こども家庭庁組織図

○長官をトップに、長官官房、成育局、支援局の1官房2局体制。
○定員については、組織全体で430人(内部部局350人、施設等機関80人)。



(総合政策)

こども政策全体の司令塔として、①こどもや若者の視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整、②必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等、③データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善などを担っています。また、法令審査、予算編成、人事等を担当するほか、庁全体の代表窓口としての役割も果たしています。

こども家庭庁予算

こどもの視点、子育て当事者の
視点に立った政策を
進めるための予算確保

夏の概算要求と年末の予算編成に当たって、結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を実現し、少子化を克服するための経費や全てのこどもに健やかで安全・安心に成長できる環境を提供するための経費、誰一人取り残すことなく、健やかな成長を保障するための経費など5兆円弱のこども家庭庁全体の予算のとりまとめを行っています。また、契約・決算・会計の監査・庁舎の管理などの業務を担っています。

こども政策DX

デジタル技術の活用を推進し、
子育て家庭や地方自治体等の
手間や負担の軽減を図る

PCやスマートフォン等の利用が広く普及する中で、こども・子育て関係の手続きのデジタル化を求める声が多くなってきています。こども家庭庁では、こども政策担当大臣をチームリーダーとする「こども政策DX推進チーム」において、子育て家庭や子育て関連事業者、地方自治体等の手続き・事務負担の軽減を目的に、こども・子育て関連の様々な事務手続きのデジタル化を図る「こども政策DX」を進めています。



「こども大綱」に基づき、政府全体の
こども施策を推進

こども基本法に基づき、政府全体でこども施策を強力に推進するため、「こども大綱」を策定・推進します。「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるものです。こどもや若者、子育て当事者の方々などの意見を聴いて、「こども政策推進会議」(会長:内閣総理大臣)で「こども大綱」の案を作成し、閣議決定されます。



こども・若者の意見を聴き政策に
反映する取組を社会全体で推進

こども政策を推進するにあたり、何よりも大切にするのは、こどもや若者の意見です。こどもや若者の最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども家庭庁は、こども・若者のみなさんの声を聴き、反映し、こどもや若者の視点に立った政策を実現するとともに、各府省庁や地方自治体と連携し、こども・若者の意見を聴き政策に反映する取組を社会全体で推進していきます。



国際機関や諸外国との連絡調整や
関連業務

国連(UNICEF等)・OECD等の国際機関との調整、他国のこども政策に関する情報収集、国際会議の企画・運営、外務省等を通じた国際連携、要人訪問や海外視察の調整を行っています。

児童の権利に関する条約の認知度調査等や、子どもに対する暴力撲滅グローバル・パートナーシップ(GPeVAC)に関連して、「子どもに対する暴力撲滅行動計画」の実施状況の把握等も実施しています。



「こどもまんなか」の実現に向けて、
こども政策のEBPMを推進

こども施策におけるEBPM(エビデンスに基づく政策立案)の浸透に向けた仕組み・体制を整備するとともに、こども施策のエビデンスの構築に取り組んでいます。また、こども・若者や子育て当事者の視点に立った調査研究を実施しています。さらに、自治体において、教育や福祉などのデータを分野を超えて連携させることを通じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を把握し、支援につなげる取組を推進しています。

Hot Topic

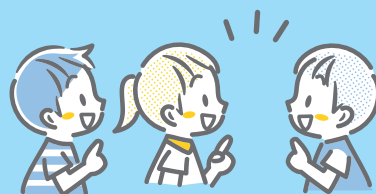
こども若者★ いけんぷらす

国の政策に関して、こどもや若者がいろいろな方法で、意見を伝えることができる取組

こども施策の決定過程におけるこども・若者の意見反映を実践・推進するため、こども家庭庁や各府省庁がこども施策を進める際に、こども・若者から意見を聴くための仕組みが「こども若者★いけんぷらす」です。

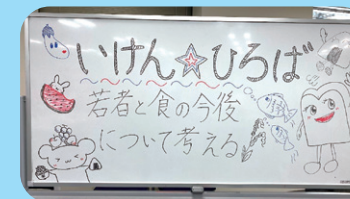
小学生から20代のこども・若者を「ぶらすメンバー」として募集し、こども・若者に関連する様々なテーマに関して、対面、オンラインやチャットでの意見交換、Web

アンケートなどの多様な手法を組み合わせ、意見を聴き、こども施策に反映します。聴いた意見をどのように反映したのか、反映できなかった場合はどうしてなのか、



こどもや若者にフィードバックします。そして、この一連のプロセスを社会に広く発信していきます。

この仕組みでは、大人が聴きたいことについて聴くだけではなく、こどもや若者がテーマを設定したり、事業の企画・運営等に参画することを通じて、こども・若者が自らに関わる制度・政策について知り、考え、意見を表明し、主体的に社会に参画する機会を提供します。



成育局 | 全てのこどもの健やかで安全・安心な成長を促進

保育所や認定こども園などの教育・保育給付の充実、幼児期までのこどもの育ちに関する指針の策定、放課後児童クラブなどによるこどもの居場所づくりの推進、産前・産後から子育て期にかけての母子への支援、こどもの事故防止など、家庭や社会におけるこどもの成育を後押しするための取組を多角的に切れ目なく実施することで、全てのこどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の実現を目指します。



保育所や認定こども園に係る施策の企画立案・総合調整を行っており、保育所の設備運営基準の策定や待機児童対策、保育士の処遇改善や配置改善に取り組んでいます。

保育所は、こどもを預けるだけの施設ではなく、保育士や他のこどもたちとの交流を通して、こどもが社会での生き方を学ぶ場でもあります。また、社会の支え手である保護者は、こどもを保育所に預けることで、仕事を継続することができます。こどもが安全に保育を受け、保護者が安心して預けられるよう、保育の質を確保するための施策を考えるのも、役割の一つです。

今、創設を目指している「こども誰でも通園制度」(仮称)により、地域における保育所の役割はますます大きくなっていきます。今後は多様な働き方やライフスタイルに合わせた形での支援として、全てのこどもが保育所を利用でき、すくすく成長していけるような仕組みを検討していきます。

「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」を「教育」を所管する文部科学省と共同で策定し、施設類型を問わず、幼児教育・保育の質の充実を図ります。また、保育士の養成や試験に関することや研修等による資質の向上に取り組んでいます。

また、こどもの置かれた環境にかかわらず、幼児期までのこどもの育ちをひとしく保障し、社会全体全ての人で共有したい考え方を示す「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(仮称)」の策定を進めています。

これらの施策を通じて、保育の内容の質や幼児期までの全てのこどもの育ちの保障に取り組んでいきます。

保育政策

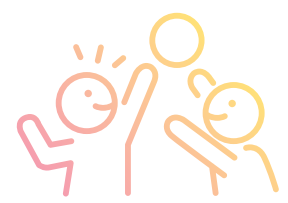
「今」を支え「未来」を育てる



保育の内容の質や幼児期までの全てのこどもの育ちの保障



こどもの健やかな成長のための環境の確保



妊娠期から身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金の推進や、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や相談、情報提供を行う地域子育て支援拠点事業の充実など、様々な子育て世帯支援に取り組んでいます。また、こどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう放課後児童クラブの整備や、こどもの視点に立った多様なこどもの居場所づくりの促進を行っています。

さらに、家庭等における生活の安定への寄与や次代を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、児童を養育する父母等に児童手当を支給しています。

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができ、こどもが健やかに成長していくための環境の整備を進めています。

母子保健

地域における切れ目のない妊娠・出産支援等の推進



全てのこどもが健やかに育つ社会の実現を目指し、成育基本法や、母子保健等にかかる様々な取組を推進する国民運動である「健やか親子21」等を基盤として、安全・安心で健やかな妊娠・出産や産後間もない時期の母子の健康管理が行えるよう、妊産婦健診や乳幼児健診の実施、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業等を通じて、地域における妊娠期から子育て期にわたる母子等への切れ目のない支援を推進します。

また、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアや、不妊症や不育症について悩んでいる人への健康状況に応じた相談支援、治療に関する情報提供も推進しています。

こどもの安全を守るための対策



こどもを事故から守り、犯罪に巻き込まれないようにするため、関係省庁や団体と連携しながら、様々な対策を推進しています。

例えば、教育・保育施設等における重大事故を防ぐため、自治体や施設・事業者に対するガイドラインの周知や各種注意喚起のほか、重大事故情報の集約・データベース化、有識者会議における再発防止策の検討等を行っています。

また、我が国では、窒息や溺水などの不慮の事故によって、14歳以下のこどもが毎年200人ほど亡くなっています。こうした事故を可能な限り防ぐため、関係府省庁と連携してプロジェクトを推進し、事故防止に資する情報を発信しています。

このほか、こどもが安全・安心にインターネットを利用できる環境の整備や青少年の非行・被害防止などの取組を行っています。



支援局

様々な困難を抱えるこどもや
家庭を包括的に支援

児童虐待防止対策、社会的養護、こどもの貧困の解消に向けた支援、ひとり親家庭支援、障害児支援、いじめ対策、不登校対策、こどもの自殺対策など、様々な困難を抱えるこどもや家庭を包括的に支援することで、心身の状況や、置かれている環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく、全てのこどもが健やかに成長することができ、権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指します。

社会的養護を 必要とするこどもや、 ひとり親家庭への支援

全てのこどもが、その置かれている
環境にかかわらず、適切に養育され、
健やかに育成されるように



様々な事情で親と暮らすことのできないこどもや、生活などに困難を抱えるひとり親家庭への支援を行っています。

具体的には、里親家庭や児童養護施設などで暮らすこどもへの支援、里親や施設職員に対する研修のほか、ケアリーバー(里親等委託や施設入所を経験したこども)を含め、自立に向けた支援が必要なこどもが自立して社会生活を営むための相談支援など、社会的養護を必要とする全てのこどもが健やかに育まれる環境づくりに取り組んでいます。

また、ひとり親家庭のこどもへの生活・学習指導を含む子育て・生活支援、ひとり親がより安定した収入を得るための転職活動やスキルアップのための費用補助・相談を行う就業支援、離婚後の養育費の確保支援、児童扶養手当等による経済的支援に取り組んでいます。

障害のあるこどもの 発達の支援

地域社会における障害児の
健やかな育成を
切れ目なくサポート



こどもの健やかな成長・発達を促す観点からは、障害のあるこどもや医療的ケアが必要なこども、またその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで、さらには大人になった後も見据えた効果的・専門的な支援を一貫して行うことが重要です。こうした考え方の下、児童発達支援をはじめとする福祉サービスの充実や、医療的ケアが必要なこどもの地域における支援体制の構築などに取り組んでいます。

また、障害の有無に関わらずこどもが共に過ごし成長していくこと、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進していくことも重要です。保育所や放課後児童クラブなどの一般施策における支援力の向上を図り、地域の中ですべてのこどもが共に育まれる環境づくりも進めています。

児童虐待防止対策

こどもの権利と命を守るために



全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。こどもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待を防止することは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。児童虐待への対応については、これまで制度改革や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けています。こども家庭庁では児童虐待を防止するため、相談体制の整備や子育て支援サービスの充実などによる児童虐待の発生予防、児童相談所の体制強化など児童虐待発生時の迅速・的確な対応のための取組、虐待を受けたこどもの自立支援の取組などを進めています。

Hot Topic

児童福祉法 改正

子育て世帯に対する
包括的な支援のための
体制強化

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、令和4年6月に、改正児童福祉法が成立しました。



現在、こども家庭庁では令和6年4月の円滑な施行に向けた準備を進めています。改正の主な内容は次のとおりです。

●子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化と事業の拡充

市区町村において、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能をもつ「こども家庭センター」の設置を進めるとともに、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画(サポートプラン)を作成します。

また、訪問による家事支援などの事業を新設し、特に支援が必要な方に対して市区町村が利用勧奨・措置により確実に支援を届けられるようにします。

●ケアリーバー等の自立支援

児童自立生活援助事業(自立援助ホームなど)について、年齢要件や就労・就学等の要件を緩和するとともに、虐待経験がなかった者も含め、生活・就労・自立に関する相談や相互交流を行う場を提供する事業を創設します。

●児童発達支援センターの役割・機能の強化

多様な障害のあるこどもを適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げとインクルージョンの推進を図るため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能を強化します。

